



車種	届出先
原動機付自転車 (125cc以下)	税務課、角館・西木地域センター、各出張所
小型特殊自動車 (農耕・その他)	《手続きに必要なもの》 《名義変更の場合》納税義務者と届出者の印鑑、譲渡証明書など
ミニカー	《廃車の場合》ナンバープレート、納税義務者と届出者の印鑑など ※ナンバープレートを紛失・破損などの理由により返納できない場合は、弁償金200円が必要です。

問合せ ☎税務課43-1117

下記の車種の手続きについては、次の機関へお問い合わせください。

車種	担当機関
四輪軽自動車	角館地区自家用自動車協会(角館町上菅沢194) ☎53-2209
軽二輪 (125cc超250cc以下)	軽自動車検査協会秋田県事務所 (秋田市寺内字三千刈463-3) ☎050-3816-1834
三輪軽自動車	角館地区自家用自動車協会(角館町上菅沢194) ☎53-2209
二輪の小型自動車 (250cc超)	東北運輸局秋田運輸支局登録部門 (秋田市泉字登木74-3) ☎050-5540-2012
雪上車	

軽自動車税が課税されている車両の確認をお願いします

譲渡や廃棄をして車両が手元になりに課税されたままになっているバイクや軽自動車などはありませんか。

車両を譲渡した場合や所有者が死亡した場合は、名義変更などの手続き

軽自動車税は 毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます

【問合せ】税務課(田沢湖庁舎) ☎(43)1117

きをしないと前所有者や亡くなった方に軽自動車税が課税され続けます。車両を廃棄した場合は、廃車の手続きをしないと軽自動車税が課税され続けます。

名義変更・廃車などの届出先は車種によって異なりますので、次の表を参考に手続きをお願いします。

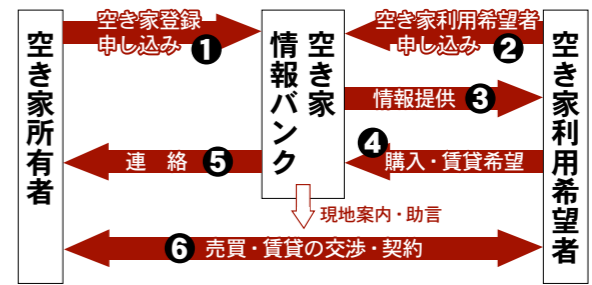
空き家情報バンクをご利用ください

【問合せ】地方創生・総合戦略室
(田沢湖庁舎) ☎(43)3315

将来的にも使わない空き家を貸したい、売りたいと考えている方、また移住・定住や定期的な滞在のために空き家をお探しの方は、空き家情報バンクへの登録をおすすめします。

住む家を探している方、移住を検討している方、田舎暮らしをしたい方から要望の多い「居住の場として提供できる空き家」をお持ちの方は、ぜひ空き家情報バンクへ登録ください。登録物件の情報は、市ホームページ(https://www.city.senboku.akita.jp/eki/index.html)または地方創生・総合戦略室での台帳閲覧により公開し、利用希望者に情報提供していきます。

仙北市では、市内の空き家を有効活用して、定住促進と地域の活性化に取り組んでいます。



仙北市空き家情報バンクは、②事前に利用登録された方に④物件の詳細な情報をお知らせします。内覧を希望される場合は、市役所職員が所有者と日程を調整し、現地をご案内します。①売買または賃貸を希望する場合は、⑥当事者間で交渉・契約をしていただきます。市役所は、交渉・契約に関する仲介は行いません。

仙北市臨時職員を募集します

【問合せ】文化財課
(角館庁舎) ☎(43)3384

文化財課では、市管理の文化財を管理していただくため、次のとおり臨時職員を募集します。

- 業務内容・募集人数
①文化財保護管理作業員 1人
②旧石黒(恵)家管理人 1人
③武家屋敷管理人 6人

- 雇用期間/①・②4月1日(月)〜9月30日(月)(契約更新あり)
- ③4月1日(月)〜11月30日(土)
- 募集期間/3月1日(金)〜15日(金)
- 申込方法/ハローワークからの紹介状と履歴書を文化財課までご持参ください(平日のみ)。

仙北市特別徴収専門員を募集します

【問合せ】収納推進課
(田沢湖庁舎) ☎(43)1123

仙北市では、市税や市に納めているたたく各種料金の徴収体制を強化するため、次のとおり特別徴収専門員を募集します。

- 業務内容/市税・その他各種料金の徴収業務、書類整備、訪問記録データの入力など
- 募集人数/特別徴収専門員若十名
- 必要な資格など/普通自動車運転免許、パソコンの基本操作ができる方
- 求める人材/対人折衝・交渉・営業・一般事務などの経験がある方
- 市税・その他各種料金の滞納整理に

対し熱心に取り組む意欲のある方
●雇用期間/4月1日(月)〜9月30日(月)(予定)
- 募集期間/3月1日(金)〜15日(金)時まで
- 面接日時/3月20日(水)13時30分〜
- 面接場所/仙北市役所田沢湖庁舎
- 申込方法/ハローワークからの紹介状と履歴書を収納推進課までご持参ください(郵送不可)。
- ※採用は、面接により選考します。採用人数、雇用期間が変更になる場合がありますので、ご了承ください。

下水道施設はみんなの財産 大切に使いましょう

【問合せ】上下水道課(西木庁舎) ☎(43)2296

公共下水道や農業集落排水施設などの下水道施設に異物が混入すると機械が故障し、その復旧費用は結果的に使用者の皆さんの負担となります。布類やティッシュなど水に溶けないものは流さないでください。また、油類を流すと管路が詰まり、処理場で水処理ができなくなり、処理場での水処理が難しくなりますので、リサイクルやゴミとして処理してください。また、宅内樹は定期的に掃除してください。そのままにしておくと、下水管の詰まりや悪臭の原因になります。

下水道施設に混入する異物には次のようなものがあります。

トイレ	ティッシュ、布類、紙おむつ、衛生用品など
風呂	タオル、排水口にたまった髪の毛など
台所	油類、野菜くず、割り箸、スプーンなど

介護保険事務所から 介護(予防)サービスの利用者負担が高額になったとき

介護(予防)サービス(総合事業含む)を利用し、1か月に支払った利用者負担が一定の上限額を超えたときは、高額介護(予防・総合事業)サービス費として超えた分が申請により支給されます。対象の方には給付のお知らせと申請書をお送りします。申請時には1割、2割または3割の利用者負担額の分かる領収書と印鑑が必要です。

対象となる方	上限額
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方(※1)	44,400円《世帯(※2)》
世帯のどなたかが住民税を課税されている方	44,400円《世帯》 [平成29年8月からの3年間に限り、同じ世帯にいる全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間上限額が446,400円]
世帯全員が住民税非課税	[合計所得金額+課税年金収入額]の合計が年額80万円を超える方 24,600円《世帯》 ○[合計所得金額+課税年金収入額]の合計が年額80万円以下の方 ○高齢福祉年金の受給者 15,000円《個人(※3)》
生活保護を受けている方など	15,000円《個人》

※1…同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がいて、同じ世帯の65歳以上の方の合計収入が520万円以上(単身の場合は383万円以上)である場合。
※2…住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額。
※3…介護サービスを利用したご本人の負担の上限額。

【申請・問合せ】
◆介護保険事務所 保険給付班 ☎0187-86-3911
◆仙北市包括支援センター ☎43-2283
◆仙北市長寿支援課 ☎43-2281